

市営住宅入居申込案内書には、次の書類が同封されています。

- ① 募集する市営住宅の一覧
- ② 入居申込書（A3版）
- ③ 本人確認書類 貼付台紙（黄色）
- ④ 収入調書（だいだい色）
- ⑤ 別居親族調書（白色）
- ⑥ 給与支払証明書（水色）
- ⑦ 営業実績明細書（桃色）
- ⑧ 離職証明書（白色）
- ⑨ 「市営住宅への入居にあたって」（A3版）

② ③ ④は提出必須

申込の前に必ず本書の内容をご確認ください。

市営住宅入居募集のご案内

申込は「郵送」による受付とします。
皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【送付先】

〒620-8790 福知山市字内記 13 番地の 1
福知山市建設交通部建築住宅課住宅管理係 行

本書が入っていた封筒に申込書及び添付書類を入れて投函してください。（切手不要）

受付締切 令和 7 年 7 月 28 日（月）
当日消印有効

（提出された書類はお返しできません。）

市営住宅入居募集の問い合わせは、電話にてお願いします。

【問い合わせ先】

福知山市建設交通部建築住宅課住宅管理係
0773-24-7053（直通）
入居募集に関する問い合わせ時間 平日 8：30～17：15

申込受付から入居までの流れ

申込受付

(郵送期限)

【7月28日消印有効】

受付票送付

書類審査

申込書の書類審査及び記載内容の実態確認を行います。

【8月18日まで】

失格通知

選考結果通知

お申込みいただいた方全員に通知を送付します。

【10月中旬
発送予定】

入居者選考委員会

市営住宅入居者選考委員会による入居者の選考を行います。

抽選により入居者を決定しますが、生命・身体に重大な危険が明確に予見されるなど著しく住宅に困窮されている場合は、抽選を経ずに入居決定される場合があります。

入居手続説明会

入居手続及び入居後の注意事項を説明します。
団地自治会から役員が出席し、自治会活動内容についての説明も行います。

【11月中旬予定】

入居決定通知

【11月上旬
発送予定】

入居

入居手続終了後、転居を完了してください。

【令和8年1月予定】

入居手続

敷金納入・請書等の提出後、住宅の鍵をお渡しします。

家賃は鍵をお渡しした日から日割りで発生します。

選考結果の問い合わせについて

- ・選考結果は【10月中旬】にお申込みいただいた方全員に文書で送付する予定です。
 - ・翌営業日から1か月間、電話での問い合わせを受け付けます。結果は市ホームページにも掲載します。
- (建築住宅課住宅管理係 0773-24-7053)

※抽選は入居者選考委員を立会人とします。

お申込みの前に必ずお読みください。

1 自治会、地域コミュニティへ参加・協力

市営住宅では、防火・防犯活動、共用部分の清掃活動など団地全体の良好な環境づくりのため、自治会が重要な役割を果たしています。入居後は自治会活動に積極的なご参加・ご協力をお願いいたします。また、団地内の通路灯やエレベーターなど共用設備の管理運営に必要な共益費について自治会が管理・集金していますので、必ずお支払いください。

2 ルールやマナーの遵守

市営住宅は、共同住宅であり、たくさんの方が住んでおられます。騒音やごみの出し方など地域でのルールやマナー違反は、他の多くの人に迷惑がかかることになりますので、ご注意ください。

また、住宅や共同施設の使用にあたっては、必要な注意を払い、正常な状態で維持してください。

市営住宅では、法律又は条例の定めにより、以下のことを遵守してください。

- ・ 市営住宅に親族等（パートナーシップ届出者含む）を同居させるには、事前に申請・審査が必要です。
- ・ 市営住宅には、原則、親族（パートナーシップ届出者含む）以外を同居させることはできません。
- ・ 市営住宅を他人に貸すことや入居の権利を譲渡することはできません。
- ・ 名義人が死亡した時や退去した時に、同居していた方が引き続き住宅に住もうとするときは、承認を得なければなりません。（要件があります。）
- ・ 市営住宅を15日以上不在にするときには、届け出が必要です。
- ・ 犬や猫などの動物を飼育・餌付けすることはできません。

3 暴力団の排除について

市営住宅入居者の生活の安全と平穏を確保するため、福知山市営住宅では暴力団員の入居を排除する規定を設けています。入居申込者又は同居者が暴力団員の場合は、市営住宅等に入居することはできません。

入居申込時には、「入居者及び同居人が暴力団員でないこと」を申込資格とし、京都府福知山警察署へ照会することに同意していただく必要があります。あらかじめご了承ください。

以上のことを十分ご理解の上、市営住宅にお申込みいただきますようお願いいたします。

1. 募集する市営住宅

同封の「募集する市営住宅の一覧」をご覧ください。

2. 申込資格

次の（１）～（７）全てに該当する世帯がお申込みいただけます。

（１）申込時点で、福知山市内に在住している又は福知山市内に勤務先があること。
５ページからの説明をご覧ください。

（２）現に同居し、又は同居しようとする親族（婚約の予定者、内縁の配偶者及びパートナーシップ届出者を含みます）があること。
５ページからの説明をご覧ください。

（３）世帯の収入が、条例で定められた基準収入額以下であること。
８ページからの説明をご覧ください。

（４）住宅に困窮（住宅困窮事由に該当）していること。
９ページからの説明をご覧ください。

（５）申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

（６）現に市税等（市府民税・固定資産税・軽自動車税など）を滞納していないこと。

（７）令和８年１月頃に入居できること。

3. 申込方法

同封の「市営住宅入居申込書」に必要事項を記入し、添付書類を同封して、本書表紙記載の受付期限までに、郵送してください。

申込書到着後、１０日以内に「受付票」を送付します。「受付票」は、入居手続きに必要となりますので、紛失しないようご注意ください。

申込の内容によって追加で書類の提出を求められることがありますのでご了承ください。

4. 申込書の書き方

申込書は、青又は黒のインクを使用し、楷書で丁寧・正確に記入してください。不明瞭なものや事実と異なった内容の申込は無効となる場合があります。誤字等を訂正するときは、該当か所に二重線を引き正しい内容を記入してください。

申込書は、「1 名義人の住所等」から順番に記入してください。各設問の左に「必須」とある場合は、必ず記入が必要となります。「該当者」とある場合は、設問に自分が当てはまる場合のみ記入してください。

1 申込者（名義人）について

申込者（名義人）の住所、名前、生年月日と申込時点の満年齢、個人番号（マイナンバー）、電話番号を記入してください。

（記入例）

住所	〒 ●●●-●●●● ●●●●●●●●●● マンション・アパート名（ 号）	
ふりがな 名前	ふ り が な ■ ■ ■ ■	個人番号（マイナンバー） ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●
	生年月日 ●年 ●月 ●日 ●●歳	
電話番号	自宅 職場 携帯 ●●●-●●●●-●●●● （平日午前8時30分から午後5時に連絡できる番号を記入してください。申込内容について確認することがあります。）	

※「本人確認書類 貼付台紙」をご確認の上、あわせてご提出ください。

① 名前

市営住宅入居時に契約者（名義人）となる方のお名前を記入してください。住民票の世帯主ではない方も名義人になれます。未成年者は名義人になれません。

② 住所

集合住宅にお住まいの方は、建物の名称、棟・部屋番号を記入してください。

他世帯の住居に同居（親族との同居、間借り等）されている場合は、住所欄に同居先がわかるように（「●●●●方」等）記入してください。

③ 個人番号（マイナンバー）

マイナンバーカード等を確認し正確に記入してください。

④ 電話番号

申込内容について確認のお電話をおかけすることがあります。平日の午前8時30分から午後5時までの間に通話できる電話番号を記入してください。申込内容について回答できる方であれば、申込者以外の連絡先でも構いません。

1-2 勤務先（市外在住者のみ）

勤務先の名称（会社・事業所名）と住所、電話番号を記入して必要書類を提出してください。申込時点で福知山市内に在住の方は不要です。

重要

申込時点で福知山市外に在住の方は、福知山市内の会社・事業所にお勤めの場合のみ申込できます。下記の書類を提出してください。

- ・在職証明書等（福知山市内に勤務していることがわかるもの）
- ・給与支払証明書（本書同封、勤務先が必要事項を記入・押印したもの）
- ・納税証明書等（申込者（同居予定者含む）に税の滞納がないことがわかるもの）

2 世帯構成

（1）市営住宅の申込の条件

2人以上で現に生活を共にしていることが必要です。

（2）市営住宅に同居しようとする方がおられる申込者

- ・同居予定の方は、全員が申込者と同時に市営住宅に入居してください。
- ・配偶者が別居しての申込など、家族を不自然に分割・同居等しての申込はできません。離婚予定の場合は、裁判等で係争中を除き、入居時に離婚が成立している必要があります。
- ・同居予定の方が夫婦に準ずる共同生活を送る性的マイノリティのパートナーの場合は、「福知山市パートナーシップ制度の取扱いに関する規則」に基づくパートナーシップ受理証明書の写しをご提出ください。

（記入例 同居予定者と現在も同居している）

続柄	ふりがな 名前	年齢	個人番号（マイナンバー）									
妻	ふ り が な ■ ■ ■ ■	● ●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
子	ふ り が な ■ ■ ■ ■	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

- ① 市営住宅と一緒に同居しようとする方全員の申込者から見た続柄、名前とふりがな、申込時点の満年齢、個人番号（マイナンバー）を記入してください。

※「本人確認書類 貼付台紙」をご確認のうえ、あわせてご提出ください。

- ② 事実上の婚姻関係にある方の申込は、住民票等で確認できなければなりません。
- ③ 個人番号（マイナンバー）の欄は、マイナンバーカード等を確認し正確に記入してください。

(記入例 同居予定者と現在は別居している)

同封の「別居親族調書」(白色)に記入してください。

住所	〒620-●●●● 福知山市■■■町●●番地 マンション・アパート名(■■■荘●●号)											
名前	(続柄 婚約者)				個人番号(マイナンバー)							
	ふ	り	が	な	●	●	●	●	●	●	●	●
	昭和●●年●月●●日生(●●歳)											

同居予定者が婚約者の場合は、申込後3か月以内に婚姻する予定の方に限り記入できます。「別居親族調書」を申込書に添付してください。調書には婚約者の父母又は本人以外の成人の方による署名が必要です。

(婚約証明の記入例)

申込者	■■■■	婚約者	◆◆◆◆
上記両名が婚約中で、令和●年●月●●日に婚姻の予定であることを証明します。			
証明者(続柄 父)	名前	▲▲ ▲▲	
	住所	福知山市■■■町●●●番地	

申込後、証明された婚約が破棄された場合は、申込が無効となります。

重要

申込時点で福知山市外に在住の方は、下記の書類を提出してください。

- 就労している
 - 給与支払証明書(本書同封、勤務先が必要事項を記入したもの)
 - または営業実績明細書(本書同封)
 - 納税証明書等(申込者(同居予定者含む)に税の滞納がないことがわかるもの)
- 年金を受給している
 - 年金通知書の写しや受給額のわかる通帳明細欄の写し
 - 納税証明書等(申込者(同居予定者含む)に税の滞納がないことがわかるもの)
- 退職して無職である、収入・所得がない
 - 課税所得証明書等(収入・所得がないことがわかるもの)
 - または雇用保険受給者資格書の写し
 - 納税証明書等(申込者(同居予定者含む)に税の滞納がないことがわかるもの)

3 世帯の状況

(記入例)

世帯	詳細	添付書類
① 障害者世帯	戦傷病者：戦傷病者手帳を所持 身体障害者：身体障害者手帳を所持 知的障害者：療育手帳を所持 精神障害者：精神障害者保健福祉手帳を所持	手帳の写し
② 原子爆弾被爆者	申込者又は同居者が厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者であること	特別手当証書の写し
③ 引揚者	申込者又は同居者が海外からの引揚者である場合(引き揚げた日から起算して5年以内に限る)	引揚者証明書又は自立支度金決定通知書の写し

入居申込書も一緒にご覧ください

④	ハンセン病療養所入所者等	申込者又は同居者がハンセン病療養所入所者等である場合	療養所入所証明書
⑤	高齢者世帯	申込者が60歳以上であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者で構成されている世帯	不要
⑥	中学生以下 養育世帯	中学生以下の方がいる世帯	不要
⑦	18歳未満 3人以上世帯	同居者に18歳未満の者が3人以上いる場合	不要
⑧	ひとり親世帯	申込者に配偶者（未届含む）がなく、生計を一にする子がおり、合計所得金額が500万円以下である場合	福祉医療受給資格者証又は児童扶養手当証書の写し

- ① 申込者又は同居者がそれぞれ、表中の①～⑧のいずれかに該当する場合は、該当するものすべてに○をつけてください。各世帯の詳細は、「詳細」欄の説明をご覧ください。
- ② 表中の①～⑧のいずれかに該当する世帯は、申込資格の基準収入が緩和されます。詳しくは、下記の「4 収入の状況」をご覧ください。
- ③ 申込を受け付ける住宅には、申込が可能な世帯が設定されている場合があります。詳しくは、同封の「募集する市営住宅の一覧」をご覧ください。
- ④ 「添付書類」の欄を確認し、記載されている書類を申込書に同封してください。

4 収入の状況

（記入例） 同封の収入調書（だいたい色）に記入してください。

名前	就労収入 (アルバイト等含む)	年金収入 (遺族年金、障害年金除く)	その他の収入 (利子・配当所得など)	無収入 (該当するものに○)
■■ ■■	勤務先 (株)●●●● 種別 (給与・営業) 年収 3,500,000 円	年金の種類 年収 円	収入の種類 年収 円	・大学、各種学校在学中 ・無職 ・生活保護受給中
◆◆ ◆◆	勤務先 種別 (給与・営業) 年収 円	年金の種類 年収 円	収入の種類 年収 円	・大学、各種学校在学中 ・無職 ・生活保護受給中
▲▲ ▲▲	勤務先 種別 (給与・営業) 年収 円	年金の種類 年収 円	収入の種類 年収 円	・大学、各種学校在学中 ・無職 ・生活保護受給中
●● ●●	勤務先 ●●会社 種別 (給与・営業) 年収 800,000 円	年金の種類 国民年金 年収 1,000,000 円	収入の種類 年収 円	・大学、各種学校在学中 ・無職 ・生活保護受給中

- ① 同居される方全員の収入の状況を書いてください。無収入の場合でも記入が必要です。ただし、高校生以下は除きます。
- ② 一人で複数の収入がある場合は、すべて記入してください。
- ③ 就労収入には、アルバイト等を含みます。
- ④ 複数の年金を受給されている場合は、合算して記入してください。ただし障害年金、遺族年金等の非課税年金は除きます。

重要

令和6年1月2日以降に、就職・開業、転職、離職、年金受給開始された場合は、次ページのとおり、収入の状況を証明する書類の提出が必要です。
令和6年1月1日以前から引き続き収入の状況に変更がない場合は提出不要です。

就職、転職した	給与支払証明書（水色の紙） 必要事項の記入を勤務先に依頼してください。
開業（自営）した	営業実績明細書（桃色の紙）
離職した	雇用保険受給者資格者の写し 又は離職証明書（白色の紙） 必要事項の記入を勤務先に依頼してください。
年金の受給を開始した	直近の年金通知書（振込通知はがき）の写し 又は直近の年金振込額が読み取れる通帳の写し
育休・産休を取得 または復帰した	給与支払証明書（水色の紙） 必要事項の記入を勤務先に依頼してください。

市営住宅には、入居できる世帯の所得制限（基準収入額）が設定されています。世帯全員の収入を所得に換算し合算した月額所得が158,000円以下であれば応募できます。

ただし、「3 世帯の状況」①～⑦いずれかに該当する場合（裁量階層）は、月額所得214,000円以下と所得制限が緩和されます。

（収入基準早見表）

所得の種類	世帯人数（別居扶養親族を含む）				
	単身	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
給与	1年間の収入が				
	一般	2,967,999円以下	3,511,999円以下	3,995,999円以下	4,471,999円以下
	裁量	3,887,999円以下	4,363,999円以下	4,835,999円以下	5,311,999円以下
事業	1年間の所得が				
	一般	1,896,011円以下	2,276,011円以下	2,656,011円以下	3,036,011円以下
	裁量	2,568,011円以下	2,948,011円以下	3,328,011円以下	3,708,011円以下
年金 65歳以上	1年間の支給額が				
	一般	3,096,011円以下	3,534,682円以下	4,041,349円以下	4,495,308円以下
	裁量	3,924,015円以下	4,391,778円以下	4,838,837円以下	5,285,896円以下

- ① この表は、申込世帯の中で、収入がある人が「1人」であって、かつ親族控除以外の控除対象者がいない場合の早見表です。
- ② 給与収入がある方は、年間の支払金額（社会保険料等の控除前の金額）をご確認ください。
- ③ 事業所得がある方は、年間の総収入金額から必要経費を控除した額をご確認ください。
- ④ 年金収入がある方は、年間の支払金額（特別徴収控除される前の金額）をご確認ください。ただし、障害年金、遺族年金等の非課税年金は所得に含まれません。
- ⑤ 世帯人数が6人以上、世帯に複数人の収入がある、他の控除対象者がいる方、14ページからの資料「基準収入額の求め方」「年間所得金額の求め方」「控除対象者について」をご覧ください。

5 住居の状況

(記入例)

- ① 持家
 ② 親族の住居に同居
 ③ 親族以外の世帯の住居に間借り
 ④ 賃貸住宅(借家、アパート、マンション、社宅、寮)
 ⑤ 公団・公営住宅
 ⑥ その他()

- ① 現在のお住まいの状況に当てはまるものに「○」をつけてください。
 ② 「② 親族の住居に同居」に同居の場合は、世帯主名、申込者から見た続柄、現在の住居に住んでいる全員の人数を記入してください。
 ③ ①～⑤に該当する項目がない場合は、「⑥ その他」に○をつけ、お住まいの状況を具体的に記入してください。

重要

「①持家」「②親族の住居に同居」「⑤公団・公営住宅」のいずれかに該当する方は申込できません。
 ただし、「①持家」「②親族の住居に同居」に該当しても、住宅に明確な危険性が見られる場合や売却等により立退きの請求を受けている場合は除きます。

6 住宅困窮の状況

次の①～⑨の説明を確認の上、該当するものに「○」をつけ、必要事項を記入してください。該当するものが複数ある場合は、該当するもの全てに○をつけてください。

該当するものがない場合は、市営住宅に申込みすることはできません。

- ① 居住用以外の建造物や場所、危険住宅等に居住している。
- ・ 専用店舗や倉庫、自動車、コンテナ等
 - ・ 住居が著しい破損・老朽化などにより倒壊等の恐れがある
 - ・ 住宅の屋根や壁面等が著しく破損しており、屋外と屋内が分断されていない
 - ・ その他に明確な危険性が予見される
- ② 親族以外の世帯の住居に間借りしている。
- ・ 親族と同居している、親族名義の別宅へ現住している場合は該当しません。
 - ・ 内縁状態にある者の住居に申込者が同居している場合は該当しません。
- ③ 住宅の間取り・広さが世帯の人数に比べて狭い。
- ・ 住居の間取り(広さ)を現在住んでいる人数で割ったときに、概ね4畳以下(1 畳 = 1.6 m²)となる場合
 - ・ 浴室、トイレ、ベランダ、階段等は住居の間取り(広さ)に含みません。
 - ・ 間取りの欄は、台所兼居室が8畳(12.8 m²)以上の場合は LDK、4～8畳(6.4～12.8 m²)の場合は DK、4畳(6.4 m²)未満の場合は K に○をつけてください。

(記入例) 6 畳間が 2 室、台所兼居室が 4.5 畳の住居に 5 人で居住している場合

現在の住宅の間取り	広さ(畳数)
<u>2</u> LDK <u>DK</u> ・ K ・ R	全居室の畳数合計 <u>16.5</u> 畳
	÷
	現在の居住人数 <u>5</u> 人

④ 現在の住居の家賃が収入に比べ高額である。

- ・ 現在の家賃が申込する市営住宅より高額な場合はこの欄に記入してください。

契約書等（写し）の添付

- ・ 賃貸借契約書等の写しを添付してください。

写しは、契約者の名義が申込者又は同居予定者であること、共益費や駐車場料金を除いた家賃のみの金額が明記された部分を添付してください。

契約書がない場合は、家賃の金額及び支払いの事実がわかる申込者又は同居予定者名義の通帳（氏名欄及び明細ページ）の写し、領収書の写し等を添付してください。詳しくは建築住宅課にお問い合わせください。

申込書への記入

- ・ 金額は賃貸借契約に基づく家賃（共益費や駐車場料金を除く）を記入してください。家賃に含まれていて内訳が不明の場合は総額を記入してください。

注意点（該当しない例）

- ・ 親族と同居しており毎月定額を支払っている場合は該当しません。
- ・ 公団・公営住宅にお住まいの場合は該当しません。
- ・ 生活保護を受給しており現在の家賃が住宅扶助の基準内の場合は該当しません。

⑤ 現在のお住まいに台所、便所、浴室のいずれかが専用設備として備えられていない。
（記入例）

台所：	<u>あり</u>	なし	共同使用
便所：	あり	なし	<u>共同使用</u>
浴室：	あり	<u>なし</u>	共同使用

- ・ 親族との同居で、親族との共同使用の場合は該当しません。
- ・ グループホームや寮の場合は該当しません。
- ・ 故障や老朽化により使用していない場合は該当しません。

⑥ 年齢や病気、障害の理由により、現在の住宅に住むことができない。

（記入例）

●●の障害があって、階段の昇降が困難である。現在、アパートの2階に住んでいるが、エレベーターもなく、外出ができないため、住み続けることができない。

→ 病気や障害により、どのような状況にあるのかを書いてください。

なぜ、居住できないのかを具体的に書いてください。←

- ・ 申込をする市営住宅によって、現在の住宅に住むことができない理由が解消される場合のみ該当となります。

⑦ 立退きの請求を受けている。

- ・ 賃貸借契約に基づき、賃貸人から退去請求を受けている場合
- ・ 自家売却や収用等に伴い、退去しなければならない場合
- ・ 家賃滞納や迷惑行為による立退き請求の場合は該当しません。
- ・ 同居親族など、賃貸借関係に基づく賃貸人以外からの請求は該当しません。

⑧ 住宅がないため、遠距離通勤をしている。

- ・ 現在、福知山市外にお住まいで、福知山市内の企業・事業所に勤務している場合は「1-2 勤務先の名称等」に勤務先の名称、所在地、電話番号を記入してください。

⑨ その他切迫した理由で住宅に困窮している。

- ・ ①～⑧のいずれにも該当しないが、住宅に困窮している場合
- ・ 困窮の理由を具体的に書いてください。

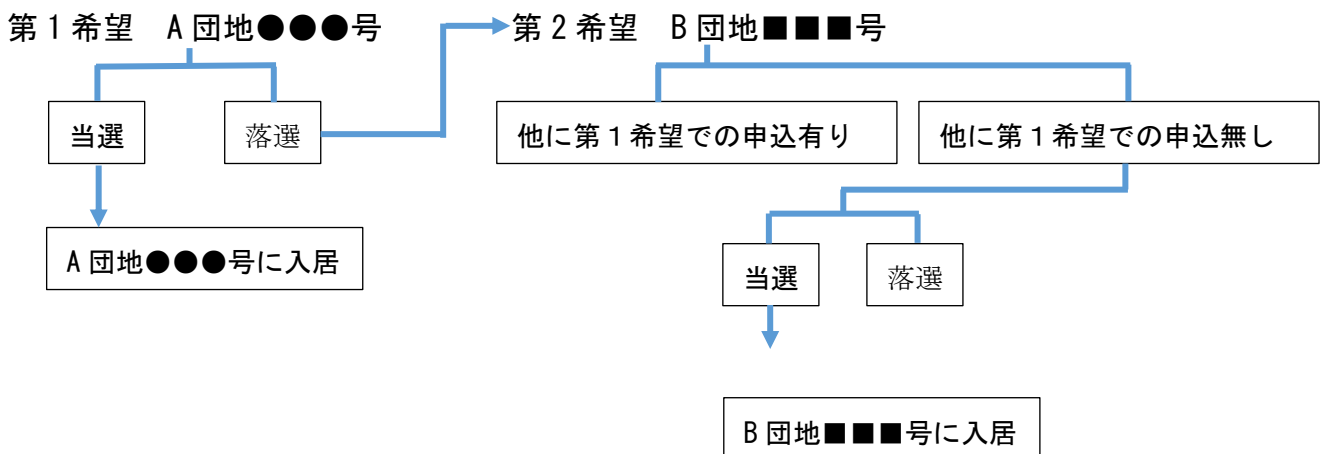
7 申込・抽選

同封の「募集する市営住宅の一覧」をご確認の上、申込をする住宅を選び、「団地・住宅番号」を記入してください。（例 秋津が丘416号）

それぞれの住宅に申込をされた人の中から入居者を決定しますので、間違いのないように気を付けてください。

1回の募集で2つ以上（第2希望の申込をされる場合は2つ）の申込をすることはできません。また、申込をされる人が他の世帯の同居人になることもできません。

第2希望の申込は、それぞれの住宅で他に第1希望での申込がなかった場合のみ、有効となります。また、第1希望、第2希望のいずれも入居可能となった場合、第1希望の申込が優先されます。



以上、申込書に必要項目を全て記入し、添付書類の準備ができましたら、本書が入っていた封筒に申込書及び添付書類を封入してください。封筒の差出人欄に申込者の名前と住所を記入して郵送してください。（切手不要）

申込受付期限 令和7年7月28日（当日消印有効）

申込書受付後、10日以内に申込名義人の住所に受付票を送付します。受付票は抽選結果の確認及び当選後の入居手続きに必要ですので、紛失しないように気を付けてください。

申込書記入 チェック欄

- ☐ 申込者の住所、名前、生年月日、個人番号、連絡先電話番号を記入
（市外に在住の場合）
 - ☐ 勤務先の名称、住所、電話番号を記入
 - ☐ 在職証明書、給与支払証明書（水色）、納税証明書の同封
（現在一緒にお住まいの親族等と同居しようとする場合）
 - ☐ 申込書に同居予定全員の名前、年齢、個人番号を記入
（夫婦に準ずる共同生活を送る性的マイノリティのパートナーと同居しようとする場合）
 - ☐ パートナーシップ受理証明書の写し
（現在別居されている親族等と同居しようとする場合）
 - ☐ 別居親族調書（白色）に同居予定全員の住所等を記入
 - ☐ 市外に在住の場合は、収入・所得額のわかるもの及び納税証明書
（同居しようとする方が婚約者の場合）
 - ☐ 別居親族調書（白色）の①及び②（婚約証明の枠内）を記入
 - ☐ 市外に在住の場合は、収入・所得額のわかるもの及び納税証明書
- ☐ 本人確認書類 貼付台紙（黄色）に申込者の名前を記入
申込者と同居予定者全員の①個人番号確認書類、②身元確認書類を添付
- ☐ 世帯の状況に該当するものに「○」をつけ、添付書類を同封
- ☐ 収入調書（だいだい色）に同居予定全員の収入の状況を記入
（令和6年1月2日以降に就職・開業、転職、離職、年金受給開始の場合）
 - ☐ 収入調書の②に記載されている書類を同封
- ☐ 申込者の現在の住居の状況を記入
- ☐ 市営住宅の申込理由①～⑨の該当するもの全てに○をつけ、必要事項を記入
- ☐ 現在の住まいの賃貸借契約書等の写しの添付
- ☐ 「募集する市営住宅の一覧」から選び、申込を希望する団地・棟・部屋番号を記入
- ☐ 応募対象の住宅の申込条件を満たしていることの確認
- ☐ 専用封筒に申込書と添付書類を入れ、封筒差出人欄に名前と住所を記入
- ☐ 期限までに投函

5. 申込後の手続き

市営住宅への入居は、申込された住宅ごとに抽選により決定します。抽選は入居者選考委員を立合人として行います。

令和7年10月中旬に、申込された方全員に選考結果通知書を発送予定です。

（翌営業日から1か月間お電話でもご確認いただけます。また市ホームページにも抽選結果を掲載します）。

当選された方

入居の意向確認と入居者説明会の日時調整のため、建築住宅課から連絡します。

1 入居者手続説明会

入居に必要な手続き、団地自治会の活動内容、自治会費や共益費について説明を行う場を設けます。入居者説明会には、当選者の本人確認のために「受付票」と身分証明書（運転免許証、保険証、マイナンバーカードなど）を持参してください。

2 請書

市営住宅の入居にあたり請書の提出が必要です。郵送または入居者説明会でお渡しします。

請書に必要事項を記入・押印し、印鑑登録証明書と共にすみやかに提出してください。

3 連帯保証人

市営住宅の入居の際には不要です。

4 住宅敷金

市営住宅の入居日までに敷金（入居決定時の家賃3か月分に相当する額）の納入が必要です。

敷金は退去時に返還されます。ただし、家賃等の未納や修繕にかかる入居者負担分がある場合は、その金額を差し引いた額をお返します。

5 緊急連絡先

緊急時の連絡先（原則、親族）についてお届出をお願いします。

基準収入額の求め方【資料】

基準収入額とは、世帯の年間所得額から世帯状況に応じた控除額を差し引いたものを月額換算したものです。

収入の種類に応じて、それぞれ年間収入金額から年間所得金額を算出し、世帯の状況に応じて、各種控除を差し引いた額を12で割ったものが基準収入（月額）となります。

年間所得金額の求め方【資料】

1 給与所得金額の求め方

2人以上の場合は、それぞれ算出したものを合算してください。

1人2社以上勤務の場合は、先に合算したもののから算出してください。

年間総収入金額	年間総所得金額
551,000 円未満	0 円
551,000 円以上 ～ 1,619,000 円未満	年間総収入金額－55 万円
1,619,000 円以上 ～ 1,620,000 円未満	106 万 9 千円
1,620,000 円以上 ～ 1,622,000 円未満	107 万円
1,622,000 円以上 ～ 1,624,000 円未満	107 万 2 千円
1,624,000 円以上 ～ 1,628,000 円未満	107 万 4 千円
1,628,000 円以上 ～ 1,800,000 円未満	端数整理後の年間総収入金額×0.6＋10 万円
1,800,000 円以上 ～ 3,600,000 円未満	端数整理後の年間総収入金額×0.7－8 万円
3,600,000 円以上 ～ 6,600,000 円未満	端数整理後の年間総収入金額×0.8－44 万円
6,600,000 円以上 ～ 8,500,000 円未満	年間総収入金額×0.9－110 万円

※端数整理の方法（年間総収入金額が 1,628,000 円以上 6,600,000 円未満の場合のみ）
年間総収入金額を 4,000 で除し、出た数の小数点以下を切捨て、4,000 をかける。
（例）2,859,999 円の場合 $2,859,999 \div 4,000 = 714.99\cdots$ $714 \times 4,000 = 2,856,000$ 円

2 事業所得金額の求め方

年間総収入額から必要経費を控除した金額

3 年金所得金額の求め方

受給者の年齢	年間年金総収入金額	年間年金総所得金額
65 歳未満	60 万円以下	0 円
	60 万円超 130 万円未満	収入金額－60 万円
	130 万円以上 410 万円未満	収入金額×0.75－27 万 5 千円
	410 万円以上 770 万円未満	収入金額×0.85－68 万 5 千円
	770 万円以上 1,000 万円未満	収入金額×0.95－145 万 5 千円
65 歳以上	110 万円以下	0 円
	110 万円超 330 万円未満	収入金額－110 万円
	330 万円以上 410 万円未満	収入金額×0.75－27 万 5 千円
	410 万円以上 770 万円未満	収入金額×0.85－68 万 5 千円
	770 万円以上 1,000 万円未満	収入金額×0.95－145 万 5 千円

控除対象者について【資料】

種類	要件	控除額
追加控除	入居者、同居者に給与所得、公的年金にかかる雑所得を有する場合	1 人につき 10 万円 (所得金額の合計が 10 万円未満の場合はその金額)
種類	要件	控除額
親族控除	同居者及び遠隔地扶養親族	1 人につき 38 万円
老人扶養親族	扶養親族のうち 70 歳以上 (老人控除対象配偶者も含む)	1 人につき 10 万円
特定扶養親族	扶養親族のうち 16 歳以上 23 歳未満	1 人につき 25 万円
障 害 者 (特別障害者を除く)	① 身体障害者手帳の交付を受けている人 ② 戦傷病者手帳の交付を受けている人 ③ 精神保健指定医等の判定により知的障害者と判定された人 ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	1 人につき 27 万円
特別障害者	① 身体障害者手帳の交付を受けている人で 1 級又は 2 級に該当する人 ② 戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症から第 3 項症までに該当する人 ③ 原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けた人 ④ 心神喪失の状況にある人又は精神保健指定医等の判定により重度の知的障害者と判定された人 ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で 1 級に該当する人	1 人につき 40 万円
寡 婦 右の①②のいずれかの者でひとり親に該当しない人	① 夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち次の要件を満たす人 (1) 扶養親族を有すること (2) 合計所得金額が 500 万円以下 (3) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと ② 夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでない者のうち上記の(2)(3)の要件を満たす人	27 万円 (所得金額から追加控除を控除した残金が 27 万円未満の場合はその金額)
ひとり親	現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者のうち次の要件を満たす人 ① 生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者や扶養親族になっておらず、総所得金額等 48 万円以下の子)があること ② 合計所得金額が 500 万円以下 ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	35 万円 (所得金額から追加控除を控除した残金が 35 万円未満の場合はその金額)